


所管部課	都市建設部都市計画課	部長	鈴木 菜穂美			
件名	多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面への延伸に関する基本協定について		区分		1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 目的</p> <p>箱根ヶ崎方面への延伸については、平成28年8月から東京都、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町及び多摩都市モノレール(株)が連絡調整会議を設置し、調整を進めているところである。</p> <p>この間、都による鉄道新線建設等準備基金の設置や「未来の東京」戦略ビジョンにおいて延伸の事業化に向けた調査の着手が位置付けられるなど、一定の進捗が見られたことから、東京都、2市1町及び多摩都市モノレール(株)は、延伸を行う場合に必要となる取組みに関する基本的事項について、協定を締結するものである。</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>① 2市1町の主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺や沿道の土地の高度利用など、モノレール沿線まちづくり構想に掲げた各施策の計画的な実施 ・ 多摩都市モノレール(株)への経営支援（出資※、貸付※、固定資産税等の減免） ※当市は対象外 ・ 沿線企業等による多摩都市モノレール(株)への支援に係る協力 <p>② 多摩都市モノレール(株)の経営努力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益確保やコスト縮減などを行い、長期的に安定した経営の維持に努める。 <p>(3) 影響及び効果</p> <p>箱根ヶ崎方面への延伸に向けた関係者の調整が進捗することにより、事業化の促進に寄与することとなる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成28年 4月 東京圏における今後の都市鉄道のあり方について（国の交通政策審議会答申）</p> <p>平成28年 8月 連絡調整会議の設置</p> <p>平成30年 3月 東京都鉄道新線建設等準備基金条例の制定（東京都）</p> <p>平成30年12月 モノレール沿線まちづくり構想の策定（2市1町）</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、基本協定の締結に関する事務を進めたい。 基本協定の締結後、市議会議員へ情報提供したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。